

令和3年度版

伊達市奨学生のしおり

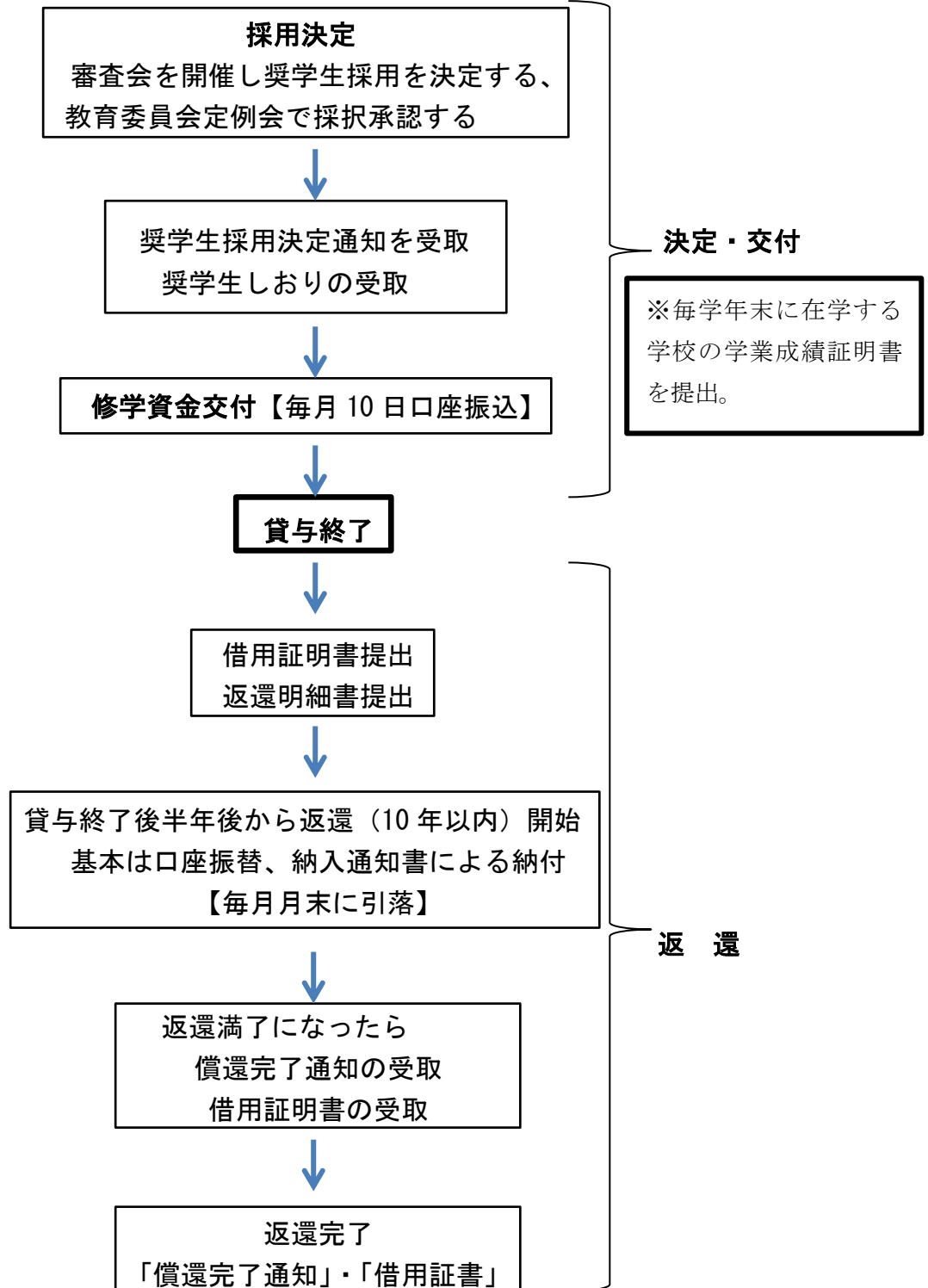
必読 紛失しないよう大切に保管してください。

伊達市教育委員会

奨学生のみなさんへ

- この「奨学生のしおり」は、伊達市教育委員会の奨学資金の貸与をこれから受ける新奨学生のみなさんに読んでいただくため作成したものです。
- 伊達市奨学資金の財源は、伊達市の善意による寄付のほか、卒業し、社会人となった先輩奨学生のみなさんからの返還金により、まかなわれています。
- 未来の奨学生にこの制度を引き継いでいくためには、みなさんからの返還金が必要です。将来、みなさんも先輩方同様、確実に返還していくために、在学中から奨学生の責任を自覚するよう心がけてください。
- 入学した時の初心を忘れることなく、健康に留意し、途中でくじけることなく学業に励んでください。

決定から返還完了まで



※ 「入学支度金」は一括で交付になり、正規の修学期間内に返還となります。

目 次

1. 奨学生の心得
2. 奨学生採用通知書
3. 奨学資金の貸与
4. 奨学資金の交付
5. 奨学生の異動
6. 借用証書と返還明細書
7. 奨学資金の返還
8. 伊達市奨学資金貸与条例
9. 伊達市奨学資金貸与条例施行規則

別冊様式集

- 様式第4号（第9条関係）奨学資金借用証書
- 様式第4号の2（第9条関係）奨学資金（入学支度金）借用証書
- 様式第5号（第9条関係）奨学資金返還明細書
- 様式第5号の2（第9条関係）奨学資金（入学支度金）返還明細書
- 様式第6号（第10条関係）奨学資金返済猶予願
- 様式第7号（第11条関係）死亡届
- 様式第8号（第11条関係）奨学資金返還免除届
- 様式第9号 改氏名・転居（変更）届
- 様式第10号 伊達市奨学生休学届
- 様式第11号 伊達市奨学資金貸与復活願
- 様式第12号 伊達市奨学生退学届
- 様式第13号 伊達市奨学生停学届
- 様式第14号 伊達市奨学資金貸与辞退届

1. 奨学生の心得

奨学資金を貸与されているという自覚をもって、健康に留意し勉学に励んでください。

1. この「奨学生のしおり」には、奨学生として採用されたみなさんが貸与開始から貸与終了まで在学中に行う諸手続き、さらに返還に際しての注意事項などが記載してあります。

たとえば、学校を休学、又は奨学資金の辞退や住所の変更等、奨学生としての資格に変更がある場合、事由に応じた願い・届出の手続きが必要となりますので、必ず全体を通してよく読んで内容を理解しておいてください。

今後の手続きにつきましては、ご自分で手続きを行うこととなります。どの場合も、別冊の「様式集」から書式をコピーし、伊達市教育委員会へ提出するようになりますので、このしおりは紛失することのないようにしてください。

2. 奨学資金は原則として毎月、奨学生の口座に振込まれます。

・奨学資金の振込日は原則毎月10日です。ただし土日祝日の場合はその前日に振込まれます。

・振込まれた奨学資金は、毎月預金通帳に記帳し、振込を確認してください。

2. 奨学生採用通知書

「奨学生採用通知書」は、あなたの伊達市奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について、誤りがないか確認し、誤りがあった場合は伊達市教育委員会に申し出ください。

○貸与期間は正規の学業年数です。なお、休学や留年などがあった場合は、貸与を休止・停止します。

3. 奨学資金の貸与

奨学資金の貸与は、伊達市奨学資金貸与条例に基づいて行います。

○貸与途中で月額の変更はできません。

貸与月額は、貸与を受けている学校（県立又は私立）・生活状況（自宅又は自宅外）により定まっています。転学する場合は、伊達市教育委員会にお問い合わせください。

○市の奨学資金を受けているが、さらに他の団体や県等の奨学資金を受けることは出来ません。奨学資金の貸与の重複受給は認めておりません。そのような場合は、あなたがどちらの奨学資金を受けるか判断して決めていただくこととなります。

なお、重複受給が分かった場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消すこととなります。

○退学する場合

「伊達市奨学生退学届」（様式第 12 号）を提出してください。その後、返還手続きを取っていただくようになります。

○貸与中には、**毎学年末に学業成績証明書を伊達市教育委員会に提出してください。**教育委員会から提出を求める通知が届きましたら、記されている期日までに提出してください。

4. 奨学資金の交付

奨学資金は、伊達市内金融機関のあなたの普通預金口座に、原則として毎月10日に交付します。ただし、土日祝日になった場合にはその前日に振込となります。

○入学支度金を希望されている方は、奨学生採用決定後に速やかに振込となります。

○毎月の修学資金は、原則として毎月10日に振込となります。

5. 奨学生の異動

異動とは、奨学生の資格になんらかの変動があったことをいいます。異動が予定されているとき、また異動があったときは、貸与中、償還中問わず直ちに手続きをしてください。

○住所変更をしたときは

「改氏名・転居（変更）届」（様式第9）を伊達市教育委員会へ提出してください。

○婚姻されて改姓した場合

「改氏名・転居（変更）届」（様式第9）を伊達市教育委員会へ提出してください。

また、貸与中である場合は、受領している普通預金口座の名義変更として「口座振替による支払申出書」の再提出が必要です。届出がなければ口座名義相違のため、奨学資金の受領が出来なくなる場合がありますので、速やかに手続きをお願いします。

○連帯保証人の変更がある場合

「改氏名・転居（変更）届」（様式第9）を伊達市教育委員会へ提出してください。

6. 借用証書と返還明細書

奨学資金の貸与終了にあたっては、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」を必ず提出してください。

この「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には、借用金額、割賦金額等大切な返還条件が記載されています。提出に際して、これらの事項を確認してください。

「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には、連帯保証人が必要となります。

※本人と連帯保証人の氏名箇所は、直筆で記載してください。

7. 奨学資金の返還

奨学資金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。みなさんからの返還金は、後輩の奨学生の奨学資金として活用される重要なものです。自覚をもって必ず返還してください。

貸与終了にあたっては、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」の記入と提出が必要となります。

卒業の月の6か月後から貸与金額を月賦又は年賦で10年以内に返還しなければなりません。近くになりましたら、教育委員会から「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の様式が送付されます。様式が届きましたら記入をし提出してください。また、口座振替で返還していただくようになりますので、伊達市内の金融機関に備えている口座振替の様式に記入して申請してください。ゆうちょ銀行も可能です。償還振替日は毎月月末になります。月末が、土日祝日の場合は、翌営業日に振替になります。

Q1 現在高校生です。将来大学に進学を考えています。奨学資金は引き続き貸与されますか？

A. 進学後も奨学資金の貸与を希望される場合は、改めて申込が必要です。

Q2 将来大学に進学した場合、高等学校・専修学校高等課程・高等専門学校で貸与を受けていた奨学資金の返還はどうなりますか？

A. 進学した場合は、返還の猶予(返還開始を遅らせること)を「奨学資金返済猶予願」の提出により願い出ることができます。希望する場合、進学したらすぐに「奨学資金返済猶予願」と「在学証明書」を伊達市教育委員会に郵送等で提出してください。

その後、返還猶予の期間が終了すると、返還が開始することになります。高校・大学等と貸与を受けた場合の返還は、両方の奨学資金についてそれぞれ返還するようになります。

別冊 様式集

様式第 4 号（第 9 条関係）奨学資金借用証書

様式第 4 号の 2（第 9 条関係）奨学資金（入学支度金）借用証書

様式第 5 号（第 9 条関係）奨学資金返還明細書

様式第 5 号の 2（第 9 条関係）奨学資金（入学支度金）返還明細書

様式第 6 号（第 10 条関係）奨学資金返済猶予願

様式第 7 号（第 11 条関係）死亡届

様式第 8 号（第 11 条関係）奨学資金返還免除届

様式第 9 号 改氏名・転居（変更）届

様式第 10 号 伊達市奨学生休学届

様式第 11 号 伊達市奨学資金貸与復活願

様式第 12 号 伊達市奨学生退学届

様式第 13 号 伊達市奨学生停学届

様式第 14 号 伊達市奨学資金貸与辞退届

問い合わせ先

〒960-0692

伊達市保原町字舟橋 180 番地

(伊達市役所本庁 東棟 2 階)

伊達市教育委員会教育総務課総務企画係

電話 : 0 2 4 - 5 7 3 - 5 8 5 2

FAX : 0 2 4 - 5 7 3 - 5 8 9 2